

「交通工学論文集(特集号)」 審査規程

一般社団法人交通工学研究会 学術委員会 第2学術小委員会
2014年3月28日 制定

1. 審査と査読の目的

論文の審査は、投稿論文が「交通工学論文集(特集号)」に掲載される論文としてふさわしいかどうかを判定するものです。その判断材料を提供することを目的として、査読が行われます。論文の審査は、交通工学研究会（以下「本研究会」）に設置された、学術委員会の第2学術小委員会（以下「小委員会」）が行います。

2. 部門

投稿論文は、「研究論文」と「実務論文」の2部門のうち、当該年度の交通工学研究発表会への発表申込に際して著者が選択した部門で審査が行われます。両部門の審査における評価基準は3. で示すとおりその一部が異なります。

3. 評価基準

論文として掲載されることを意図して投稿される原稿（以下、単に「論文」と記す）は、

- (1) 正確であり、客観的であること
- (2) 文章と構成が適切であること
- (3) 新規性があり、なおかつ有用であること
- (4) 研究上および社会的に守るとされるべき倫理を尊重していること
- (5) 本研究会の目的と矛盾しない内容であること

が要求されます。論文の審査の際には、これらがどの程度満たされているかどうかについて、査読者の助言をもとに小委員会が評価し、それに基づいて掲載の可否についての判定を行います。

以下、3.1節では「研究論文」を対象に各項目の詳細を示します。「実務論文」においては、各項目の解釈や、総合的な判断に与える重みが「研究論文」と異なります。続く3.2節ではこの相違点について示します。

3.1 研究論文における評価基準

(1) 正確であり、客観的であること

論文は正確かつ客観的であることが要請されます。

- (a) 論文の目的に見合った適切な方法論を正しく用いる必要があります。なお、このことは、高度な方法論を用いることを常に要求するものではありません。
- (b) 論文の論理展開は、論文中に不足なく明記された既存文献、数式展開、数値計算、調査結果、データなどを根拠にしつつ、客観性を保ちながら行うことが要求されます。これを担保するためには、何らかの科学的手法を正しく用いることが有効です。
- (c) 明確な根拠なく著者の考えを述べる際は、それが推量にすぎないことがわかるよう記述しなくてはなりません。また、そのような推量が論文の主要部を占めるべきではありません。
- (d) 公益性の有無にかかわらず、論文は一切の宣伝的内容を含んではなりません。いかなる固有名詞も、合理的な必要性がある場合に限り、客観的な文脈とともに用いてください。
- (e) 論文の著者については、その論文に対して相応の学術的（あるいは実務的）貢献があった人を過不足なく選定するようにしてください。著者名の記述の順番については著者らの協議に一任しますが、小

委員会は、学術的、あるいは実務的な貢献度の高い順に著者名の記述の順番を定めることを推奨しています。

(2) 文章と構成が適切であること

論文は、要点をよくしぼり、簡潔に記述し、よく推敲されていなくてはなりません。

- (a) 論文の表題は、簡潔で、かつ、論文の内容を十分に明確に表現するものとしてください。
- (b) 論文は「目的」「方法」「結果」「考察」の内容をすべて含む構成であるものとします。また、目的は適切に設定され、それについての具体的な結論が得られている必要があります。
- (c) 論文の意図が読者に伝わるように、目的を記す際には、論文の重点がどこに置かれているかを明示しなくてはなりません。
- (d) 論文は独立して完成した体裁を整えている必要があります。一つの主題について各論文が独立して完成した体裁を持っていない連載形式とすることはできません。
- (e) 論文の体裁の関するさまざまな細かい決まりごとが論文体裁のテンプレートに記載されています。これらの決まりごとを遵守していない原稿については、体裁不備として不受理とすることがあります。

(3) 新規性があり、なおかつ有用であること

論文は新規性を含むものでなくてはなりません。また、読者にとって有用でなくてはなりません。

- (a) 論文に新規性があるということは、単に、その論文が未発表であることを意味するわけではありません。未知であった有用な知見を実質的にかつ十分な水準で含むことが必要です。
- (b) 著者は既存の文献や事例を適切に引用し、これまでどのようなことが明らかになっており、それによりのような新しい知見が論文で加えられようとしているかを論文中で示さなくてはなりません。なお、著者自身がすでに公刊した審査付き論文と同様の内容を改めて論文とすることはできません。自身の過去の審査付き論文の成果を発展させて新しい論文を執筆する際には、論文中で自身の成果を適切に引用し、どのような内容が新規に追加されたかを明記しなくてはなりません。
- (c) 有用性についてはさまざまな観点から評価することができます。どのような有用性を主張するかは著者の考えに依存するところですが、著者は、なぜその論文の提供する知見が有用かを論文中で読者に説明する責任があります。
- (d) 有用性は、現在および将来について評価します。

(4) 研究上および社会的に守るとされるべき倫理を尊重していること

著者は、論文を執筆するにあたって、研究上および社会的に守るべき倫理を尊重しなくてはなりません。最低でも、以下(a)～(d)のいずれについても抵触する点があってはなりません。これらに抵触することが判明した論文については、小委員会の判断に基づき、論文の不受理、不採択、撤回のいずれかの措置がとられます。また、これら以外でも研究上および社会的に守るべき倫理や法令等に対して重大な違反のある論文については同様の措置がとられます。これらの措置は掲載決定後、あるいは掲載後であってもなされ得ます。

- (a) 審査付き論文として既発表の論文を再び投稿すること。他学協会誌等へ二重に投稿すること
- (b) 論文の内容（特にデータ）についての意図的なねつ造や盗作
- (c) 社会的に守るべき倫理や各種法令に反することにより得た内容を論文に含めること。特に、第三者の権利や安全を不当に侵害して得た内容を論文に含めること。
- (d) 論文の内容に係わる重大な利益相反を明示しないこと。

これらのうち、(a)を防止するために、論文の内容を過去に学会等で発表した経緯がある場合は、その経緯を投稿時に文章で明記することを著者には要求しています。発表の経緯によっては、小委員会がその論文を既発表の審査付き論文とみなして不受理とすることがあります。(c)を防止するために、小委員会は、著者が所属する組織の倫理委員会などにおける審査結果を示す文章などを要求することがあります。さらに、著者は、自身の判断により、そのような文章をあらかじめ投稿時に提出することもできますし、本文中にその旨を記すことにより倫理に反しない研究であることを読者に示すこともできます。

(5) 本研究会の目的と矛盾しない内容であること

本論文集は、本研究会の目的（定款第3条）を達成するために発刊されているものです。

- (a) 小委員会は本研究会の目的に大きく寄与する内容の論文や、それを軸とした幅広い分野の論文の投稿を歓迎します。
- (b) 一方で、本研究会の目的と大きく矛盾する、あるいは全く関係がない論文については、それを理由に不受理あるいは不採択とすることがあります。

3.2 実務論文における評価基準

実務論文は、実務で適用された技術、実務から得られた知見、あるいは、具体的な実務的課題に対して即座に適用できる技術や知見に関する報告を想定した部門です。この部門は、実務において得られた貴重な経験を迅速に読者に知らしめることを目的としています。このため、実務論文に対しては、学術的な厳密性を強くは求めない一方で、実務的な見地から見た有用性と適時性を要求します。具体的には、前節の評価基準(1)～(5)に加えて、以下の点に留意して論文の評価を行います。

- (1)(a)～(c)については、実務的な事例においては、学術的な正確性を担保した方法論の適用はさまざまな要因により困難となりうることを鑑み、学術的な正確性の有無にかかわらず、実務的な見地から見て合理的である方法論を用いていればそれで十分とします。
- (2)について、実務論文は研究論文と同様の構成を持つ必要があります。例えば、どのような実務的課題を解決しようとしているかを示す「目的」、技術の詳細を示す「方法」、適用によって得られた「結果」、およびその評価としての「考察」のような構成をとっていれば、(2)(b)の事項は基本的には充足されていると考えられます。
- (3)の新規性については、技術的に既存のものと同様であっても、事例紹介として既存の事例に加えてさらに知見を提供することに実務的意義がある場合は、新規性があるものとみなされます。ただし、既存の事例については論文中で紹介する必要はありません。
- 実務論文では、(1)の正確性・客観性は、研究論文に比べてその要求水準は低いものとする一方で、(3)における有用性については、特に実務的な有用性という点において、研究論文に比べてより高い水準のものを要求するものとします。特に、有用性については、一定の適時性を保持していることを要請します。
- 通常の知見とは異なる成果が得られた場合や、いわゆる「失敗事例」についても、今後の展開可能性があるかと判断されれば高く評価されます。

研究論文に求められる論文の質と、実務論文に求められる論文の質は、評価基準が異なるだけであり、その総合的な水準には特に差がないことに注意してください。

4. 論文の審査方法

4.1 形式確認

審査の開始に先立ち、小委員会は、投稿論文が所定の形式を満たしているかを確認し、これを満たしていないと判断した場合は投稿論文を受理せず、その旨を著者に通知します。

4.2 査読

4.2.1 査読者

査読は小委員会の指名した査読者（3名）が行います。また、別途査読結果の取りまとめ係として小委員会委員の中から1名が選ばれます。

4.2.2 査読における判定

各査読者は、3. で示された評価基準(1)～(5)に従って論文の価値を総合的に判断し、次の4段階で判定を行います。3.2節で示したように、各評価基準の適用については、研究論文と実務論文で異なります。

- A. 掲載に十分値する
- B. 掲載してもよい
- C. 掲載することに疑問がある
- D. 掲載に値しない

なお、評価基準(1)～(3)の評価のうち1つでも問題ありとされたら「D. 掲載に値しない」と判定されるものではありません。多少の疑義、疑問な点があっても交通工学分野における研究や技術の発展に寄与する内容があるものは掲載されるように配慮されます。評価基準(4)および(5)については、必ず満たさなくてはならないものとしします。

査読者は上記の判定結果とその判定にいたった理由を記した文章に加えて、評価基準(1)～(5)それぞれに対する評価、さらに、必要に応じて、著者への修正意見書および小委員会への意見書を提出します。

4.3 採否の判定と修正依頼

論文の採否は3名の査読者の査読結果に基づいて小委員会が決定します。その過程で、最大2回まで、査読によって見出された疑義や不明な事項について修正意見を付して著者に修正依頼を行うことがあります。ただし、原稿の内容に対する責任は著者が負い、その価値は一般読者が判断すべきものであります。

判定は、投稿論文と査読結果に基づく1次判定、1回目の修正論文に基づく2次判定、2回目の修正論文に基づく最終判定の最大3ステップ行われます。小委員会は2次判定と最終判定において、修正意見に対して十分な修正や回答が行われたか否かを判断します。

- 対応が十分と判断した場合は「採択」と判定します。
- 2次判定において、まだ対応が不十分であるが2回目の修正で十分な対応が可能と判断した場合は、「要修正」と判定し、再度修正依頼を行います。
- 2次判定において、対応が不十分かつ2回目の修正で対応することが不可能と判断した場合は、「不採択」と判定します。
- 最終判定において、なお対応が不十分と判断した場合は「不採択」とします。

なお、小委員会が指定する期間内に著者からの回答や修正論文の投稿がない場合は、「不採択」とします。

4.4 審査結果の通知

審査の結果は「審査結果通知書」により著者へ通知します。通知書に記述された以上の詳細な審査内容については一切公表しません。論文の査読者名についても公表しません。

5. 投稿後の内容の変更の制限

投稿された論文はそのままの形で審査されます。投稿後にその内容を変更することは、審査の結果修正を求められた場合を除き、一般には認められません。誤字等の修正など軽微なものについてはこの限りではありません。

著者の追加や削除については、査読者の選定に直接影響する事項であり、いかなる場合も一切認められません。いったん論文を取り下げた上で再投稿する必要があります。表題の変更についても、小委員会の要請や査読者からの意見に従って変更する場合を除き、原則、論文の取り下げと再投稿の対象となります。

6. 付記

本審査規程は、2014年度以降に受け取る投稿論文に適用されます。

以上